

平成27年6月定例教育委員会議案
(傍聴者向け)

中津市教育委員会

平成27年6月定例教育委員会提出案件

(平成27年6月19日提出)

(議案事項)

議第43号	中津市立図書館協議会委員の委嘱について	P 1
議第44号	中津市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について	P 3
議第45号	教育財産の取得申出について（豊陽中学校隣接地）	P 7
議第46号	中津市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について	P 11

(報告事項)

報 告	中津市文化財調査委員委嘱の専決処分について	P 17
-----	-----------------------	------

中津市立図書館協議会委員の委嘱について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年6月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

中津市立図書館協議会委員名簿(12名)

氏名	性別	団体名	
辻 一 博	男	学校関係	校長会図書館委員
緒 方 冨美代	女	PTA連合会	副会長(女性代表)
永 添 理 江	女	幼稚園関係	幼稚園部長(北部幼稚園)
重 松 彩 子	女	保育園関係	保育園代表(愛光保育園)
安 藤 弘 之	男	社会教育委員	委員長
八 崎 淳 一	男	公民館運営審議会	委員長
横 山 砂塔美	女	読み聞かせ	「オルゴール」(沖代小)代表
村 瀬 裕 美	女	教育委員会	教育委員長
横 道 房 江	女	三光(推薦)	中津市社会教育委員
小 野 かおり	女	本耶馬溪(推薦)	読み聞かせグループ「どんぐり」
村 上 和 代	女	耶馬溪(推薦)	読み聞かせグループ「そらいろのたね」
中 村 良 子	女	山国(推薦)	読み聞かせグループ「そらいろのたね」

任期：平成27年6月19日～平成29年3月31日

中津市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年6月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

中津市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則の概要

1. 提案理由

如水コミュニティーセンターの供用開始日が確定したこと
に伴い、教育委員会規則で施行期日を定めるため。

2. 内容

- ・ 中津市公民館条例の一部改正する条例（平成27年中津市条例第 号）附則の規定する施行期日を「平成27年7月29日」とする

3. 施行期日等

施行期日 公布の日から施行

社会教育課管理係 (内線 484)

法制審議会説明資料

(中津市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則)

1. 現状・背景

平成25年度から実施してきた如水コミュニティーセンター（仮称）建設事業が完了の見込みとなり、それに伴い中津市公民館条例の一部改正する予定である。

ただし、施行期日については、工事完了と供用開始の具体的日程が未定のため、条例公布日から3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行することとしている。

2. 改正の概要

如水コミュニティーセンターの完成に伴い、供用開始日を「平成27年7月29日」とするため、中津市公民館条例の一部を改正する条例（平成27年中津市条例第 号）附則に規定する施行期日を「平成27年7月29日」とする。

3. 今後の影響

供用開始時期など、地域住民が混乱を来さないようにスケジュールなど周知しておく必要がある。

(社会教育課)

中津市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

中津市公民館条例の一部を改正する条例（平成27年中津市条例第 号）の施行期日は、平成27年7月29日とする。

教育財産の取得申出について（豊陽中学校隣接地）

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年6月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

種別	取得時期	取得金額
■	■	0-
■	■	
■	■	
■		

教育財産の取得申出について

事業名 豊陽中学校用地拡張事業
 事業地 中津市中央町一丁目 地内
 事業目的

狭小な中学校用地を拡張することにより、駐車場の整備等教育施設の環境改善を図ることといたしました。

今回、拡張を行うにあたり、隣接地（ 氏所有）を取得し、駐車場として整備することを計画しており、市長部局に対し、取得の申し出を行なってよいか伺います。

事業スケジュール

平成 27 年 7 月	隣接地所有者（ 氏）と土地売買契約を締結
”	所有権を中津市に移転登記、教育財産に所管替え
平成 27 年 9 月	取得地造成工事（建物解体、整地）

購入不動産の表示

町名	番地	地目	地積(m ²)	単価(円/m ²)	金額
中央町一丁目	136 番 3	田	531.56	 	
	136 番 12	宅地	151.53	 	
	136 番 13	宅地	69.46	 	
			752.55		

※土地単価については、不動産鑑定士による鑑定済み

中津市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年6月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

中津市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の

概要

1. 提案理由

就学援助費の拡充を図るため、規則の一部改正を行うもの

2. 内容

就学援助の種類にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加するもの

3. 施行期日等

施行期日 公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用

教育委員会
学校教育課学校教育係
(内線 492)

中津市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則

中津市児童生徒就学援助規則（平成20年中教規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第3条第1項第1号から第6号まで」を「次条各号（第7号及び第8号を除く。）」に改める。

第3条に次の3号を加える。

(9) クラブ活動費

(10) 生徒会費

(11) PTA会費

第6条第3項中「第3条第1項第1号から第5号及び第7号の」を「第3条第1号から第5号まで、第7号及び第9号から第11号までに掲げる種類の」に改める。

第7条第1項中「第3条第1項第1号から第5号まで及び第7号」を「前条第3項」に改め、同項ただし書中「同項第1号及び第7号に規定する」を「第3条第1号及び第7号に掲げる種類の」に改め、同条第2項中「第3条第1項第6号及び第8号に規定する」を「第3条第6号及び第8号に掲げる種類の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の中津市児童生徒就学援助規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

新旧対照表

○中津市児童生徒就学援助規則

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者。ただし、その児童生徒の保護者について、同法第13条に規定する教育扶助を受けている者については、<u>次条各号(第7号及び第8号を除く。)</u>に掲げる就学援助を受けることができな い。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(援助の種類)</p> <p>第3条 就学援助の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学校給食費 (2) 学用品費 (3) 通学用品費 (4) 新入学児童生徒学用品費 (5) 校外活動費 (6) 通学費 (7) 修学旅行費 (8) 医療費 (9) <u>クラブ活動費</u> (10) <u>生徒会費</u> (11) <u>PTA会費</u></p> <p>(支給の決定及び通知)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 就学援助費支給の認定を受けた児童生徒の保護者は、第3条 第1</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者。ただし、その児童生徒の保護者について、同法第13条に規定する教育扶助を受けている者については、<u>第3条第1項第1号から第6号まで</u>に掲げる就学援助を受けることができな い。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(援助の種類)</p> <p>第3条 就学援助の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学校給食費 (2) 学用品費 (3) 通学用品費 (4) 新入学児童生徒学用品費 (5) 校外活動費 (6) 通学費 (7) 修学旅行費 (8) 医療費</p> <p>(支給の決定及び通知)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 就学援助費支給の認定を受けた児童生徒の保護者は、第3条第1項第1</p>

改正後	改正前
<p>号から第5号まで、第7号及び第9号から第11号までに掲げる種類の就学援助費の請求、受領及び返納について、校長に委任することができる。 (就学援助費の支給)</p> <p>第7条 前条第3項に規定する就学援助費については、児童生徒の在籍する学校の校長を經由して支給する。ただし、第3条第1号及び第7号掲げる種類の就学援助費については、必要に応じて委員会が児童生徒の在籍する学校の校長に支給し、当該校長から関係機関等に直接支払うものとする。</p> <p>2 第3条第6号及び第8号に掲げる種類の就学援助費については、関係機関等の請求により、当該関係機関等に支払うものとする。</p>	<p>号から第5号及び第7号の就学援助費の請求、受領及び返納について、校長に委任することができる。 (就学援助費の支給)</p> <p>第7条 第3条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定する就学援助費については、児童生徒の在籍する学校の校長を經由して支給する。ただし、同項第1号及び第7号に規定する就学援助費については、必要に応じて委員会が児童生徒の在籍する学校の校長に支給し、当該校長から関係機関等に直接支払うものとする。</p> <p>2 第3条第1項第6号及び第8号に規定する就学援助費については、関係機関等の請求により、当該関係機関等に支払うものとする。</p>

半價

の長丁種及び自備の

る者かたより半價の果物、アハロの種及び果物、米類の實(種)

(余支の實(種)等)

種半價の半價の種及び果物を種する上種以上種を種する

アハロ。る半價の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物、アハロの種及び果物を種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

の長丁種及び自備の

る者かたより半價の果物、アハロの種及び果物、米類の實(種)

(余支の實(種)等)

種半價の半價の種及び果物を種する上種以上種を種する

アハロ。る半價の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物、アハロの種及び果物を種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

及び果物の種及び果物の種する半價の種及び果物、アハロの種

中津市文化財調査委員委嘱の専決処分について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成27年6月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

中津市文化財調査委員の委嘱について、中津市文化財保護条例第48条に基づき、報告いたします。

中津市文化財調査委員(任期 自 平成27年6月1日 至 平成29年5月31日)

	委員名	分野	住所	備考
1	マノカズオ 真野和夫	考古学		
2	タカミヤナツミ 高宮なつ美	仏教美術		
3	カンノタケヒロ 菅野剛宏	民俗学		
4	オトメマサミ 乙咩政巳	文献史 ・中世史		
5	ミヤモトキョウト 宮本清人	天念記念物		再任
6	イナドメカズヒコ 稲留和彦	郷土史 ・名勝耶馬溪		再任
7	タカハシカズオミ 高橋一臣	郷土史 ・名勝耶馬溪		再任
8	シゲマツカズヨシ 重松一吉	郷土史		再任
9	ヒバルジュンキョウ 桧原順亨	郷土史		再任
10	ナガノスナオ 長野淳雄	仏教美術・ 石造物		再任
11	マスナガアキオ 増永彰男	郷土史		再任

7月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(水)	:				
2日(木)	10:00	議会最終日			
	10:30	山移小学校トーイングスポーツ体験会	アクアパーク	耶馬溪教育センター	
3日(金)	9:30	下郷小学校トーイングスポーツ体験会	アクアパーク	耶馬溪教育センター	
4日(土)	:				
5日(日)	8:30	津民川河川プール清掃(ダイハツ九州社員と耶馬溪支所職員によるボランティア活動)	津民川河川プール	耶馬溪教育センター	
	10:00	プールで水上スキー教室	耶馬溪海洋センター	耶馬溪教育センター	
6日(月)	:				
7日(火)	:				
8日(水)	:				
9日(木)	13:00	九州地区市町村教育委員研修大会(～10日)	那覇市	教育総務課	教育委員
10日(金)	9:30	下郷小学校トーイングスポーツ体験会	アクアパーク	耶馬溪教育センター	
11日(土)	9:00	第39回耶馬溪町婦連会員研修会	耶馬溪公民館	耶馬溪教育センター	市長・教育長
12日(日)	:				
13日(月)	10:30	城井小学校トーイングスポーツ体験会(4～6年)	アクアパーク	耶馬溪教育センター	
14日(火)	10:30	城井小学校トーイングスポーツ体験会(1～3年)	アクアパーク	耶馬溪教育センター	
15日(水)	:				
16日(木)	:				
17日(金)	:				
18日(土)	:				
19日(日)	:				
20日(月)	:				
21日(火)	:				
22日(水)	:				
23日(木)	:				
24日(金)	:				
25日(土)	8:00	学童水泳大会and軽スポーツ大会	耶馬溪海洋センター	耶馬溪教育センター	
	13:00	第4回耶馬溪水上市スキー大会 絆 ～a close bond～ (～26日)	アクアパーク	耶馬溪教育センター	
	13:30	平成27年度中津市民講座	中津文化会館	体育・給食課	
26日(日)	10:00	定例(移動)教育委員会	耶馬溪公民館	教育総務課	教育長他
27日(月)	:				
28日(火)	:				
29日(水)	:				
30日(木)	:				
31日(金)	:				

6月 教育委員会報告

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	備考
1日(月)	:	小・中・高連絡会			第1回開催
2日(火)	:	大分県市町村教育委員会連合会総会	豊後大野市		
3日(水)	:	校長会議	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教育委員会提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育力のある人材が結集し学習環境を整えるまち ●新たな形の大学設立、資格を取りやすいまち、地元定着率トップのまち ●子どものしつけを推進するまち ●子育て連携のまち ●スポーツ推進・スポーツ観光を目指すまち ●世界遺産・日本遺産を目指すまち <p>指摘検討事項・・・市立幼稚園の3年制</p> </div>		前向きな議論が必要
4日(木)	:	地方創生懇談会			有識者会議
5日(金)	:	議会開会			
7日(日)	:				
8日(月)	:	教頭会懇談			
9日(火)	:				
10日(水)	:	文化庁			馬溪橋、日本遺産協議
11日(木)	:				
12日(金)	:	議案質疑			ドンボスコ跡地の土地開発公社取得の経緯等
13日(土)	:				別府大学学生が沖代条里で実習
14日(日)	:	本耶馬溪通学合宿(～19日)	屋形田舎の学校	本耶馬溪教育センター	
15日(月)	:		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>協議会において教育委員会の懸案事項を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新歴史の基本設計・馬溪橋の状況 ・学校施設整備計画・いじめ連絡協議会 ・中津市教育振興基本計画 ・永添総合グラウンドのスケジュール </div>		
16日(火)	:	第2回教師義塾			小池前中津事務所長
17日(水)	:				
18日(木)	:	文教経済委員会常任委員会			
19日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	
20日(土)	:				
21日(日)	:				
22日(月)	:				
23日(火)	:	議会、委員長報告、採決			
24日(水)	:	一般質問(～6/26)			
27日(土)	:	少年少女発明クラブ	まなびん館		新設
28日(日)	:				
29日(月)	:				
30日(火)	:	第3回教師義塾			菊池氏招聘